

令和6年4月1日からヘルメット購入の補助対象者が全年齢になりました。



忘れていませんか？ 自転車に乗る時のヘルメット

購入補助
制度あり

令和5年4月から自転車乗車時は、全年齢のヘルメット着用が義務化されました。ヘルメットを正しく着用することで人的被害の重大化防止に有効であるとされています。尾張旭市では、自転車の安全な利用促進をするため、自転車乗車用ヘルメットの購入費を補助します。

- 補助率 購入費の1/2
- 補助金 上限2,000円（1人につき1個まで）
- 対象者 市内在住のかた
- 申請期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※対象となるヘルメットは、新品で、安全性の認証（SGマーク、JCFマークなど）があり、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに購入したものです。

この事業は愛知県と協調して行う事業で、県から1/2の補助を受けて実施します。



詳しい内容はホームページでご確認を

手続きの流れ

お店で安全性の認証がある新品の自転車用ヘルメットを買います。
※お店から領収書をもらって取っておきます。

① 購入

市役所へ補助金申請

電子申請

又は

市民活動課の窓口

② 申請

決定通知書が届き、お金が振り込まれます。

受け取り

ご不明な点等お問い合わせください

電子申請は、右の二次元コードからアクセスできます。



尾張旭市役所

市民生活部 市民活動課 交通防犯係

（市役所北庁舎2階） 電話 0561-76-8128